

## 明日香村小委員会の議事運営について（案）

小委員会の運営については、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則によるものとし、これに定めがない事項については、下記のとおり進めることとする。

## 記

1. 小委員会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
2. そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上

## 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会長  
越澤 明

(小委員会の設置)

第1条 都市計画・歴史的風土分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。）は、都市計画・歴史的風土分科会に属する委員等のうちから、都市計画・歴史的風土分科会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、都市計画・歴史的風土分科会長が指名する。

- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから都市計画・歴史的風土分科会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を都市計画・歴史的風土分科会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成22年11月8日から施行する。

○社会資本整備審議会運営規則（抄）

（議長）

第四条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第六条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事の公開）

第七条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

- 2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。